

産業廃棄物収集運搬業許可の合理化に伴う当面の手続き(D)

※許可の状況 ○:積替え保管を除く許可、●:積替え保管を含む許可、×:許可なし

平成23年3月31日の許可の状況※			平成23年4月1日以降に必要な手続き(更新手続きを除く。)
埼玉県	さいたま市	川越市	
●	×	×	<p>手続きは必要ありません。</p> <p>平成23年4月1日以降は、さいたま市及び川越市を含む県内全域において、県の許可で収集運搬業が行えます。</p>
●	○	×	<p>場合により、手続きが必要になります。</p> <p>平成23年4月1日以降はさいたま市及び川越市を含む県内全域において、県の許可で収集運搬業が行えます。</p> <p>ただし、取扱う産業廃棄物の種類が県よりもさいたま市の方が多い場合には、従前のさいたま市の許可の有効期間を過ぎると「さいたま市の許可品目にあつて県の許可品目でない廃棄物」についてさいたま市内での収集運搬ができなくなります。さいたま市の許可の有効期間のおおむね2カ月前を目安に県に変更許可申請(品目の追加)を行ってください。</p>
●	×	○	<p>場合により、手続きが必要になります。</p> <p>平成23年4月1日以降はさいたま市及び川越市を含む県内全域において、県の許可で収集運搬業が行えます。</p> <p>ただし、取扱う産業廃棄物の種類が県よりも川越市の方が多い場合には、従前の川越市の許可の有効期間を過ぎると「川越市の許可品目にあつて県の許可品目でない廃棄物」について川越市内での収集運搬ができなくなります。川越市の許可の有効期間のおおむね2カ月前を目安に県に変更許可申請(品目の追加)を行ってください。</p>
●	○	○	<p>場合により、手続きが必要になります。</p> <p>平成23年4月1日以降はさいたま市及び川越市を含む県内全域において、県の許可で収集運搬業が行えます。</p> <p>ただし、取扱う産業廃棄物の種類が県よりもさいたま市又は川越市の方が多い場合には、従前のさいたま市又は川越市の許可の有効期間を過ぎると「さいたま市の許可品目にあつて県の許可品目でない廃棄物」又は「川越市の許可品目にあつて埼玉県の許可品目でない廃棄物」については収集運搬できなくなりますので、さいたま市又は川越市の許可の有効期間のおおむね2カ月前を目安に県に変更許可申請を行ってください。</p>